



Jun. 15, 2004

### ラテン・アメリカの金融協力フレームワーク<sup>1</sup>

主任研究員 吉田頼且

(Yorikatsu Yoshida)

e-mail: [yoshida@iima.or.jp](mailto:yoshida@iima.or.jp)

#### はじめに

東アジアでは通貨危機に備えた域内金融協力の一環として、チエンマイ・イニシアティブによる二国間通貨スワップ協定締結が進展しており、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国と日本、中国、韓国の各二国間で構築された通貨スワップ網は、2004年4月末現在、合計16協定が締結され、総額365億ドルに達している。

ラテン・アメリカにおいても、類似の通貨スワップ協定を始めとする域内金融協力のフレームワークが存在することはあまり知られていない。メキシコは、北米自由貿易協定（NAFTA）加盟国として、米国、カナダの金融当局と各々通貨スワップ協定を締結している。この他に、アンデス地域諸国を中心に設立されたラテン・アメリカ準備基金（FLAR）も存在する。

そこで、本稿では、これらフレームワークの設立の経緯と現状を明らかにするとともに、今後のラテン・アメリカの域内金融協力フレームワークについて展望してみたい。

#### 1. 北米枠組み協定に基づく通貨スワップ枠

1994年1月に発効したNAFTAの枠組みの下、同年4月、NAFTA加盟3カ国の金融面での協力体制として北米枠組み協定（NAFA- North American Framework Agreement）が調印された。NAFAに基づく具体的金融協力として、従来から二国間ベースで断続的に締結していた通貨スワップ協定を恒久化し、毎年更新することを取極めた<sup>2</sup>。

##### （1）目的と構成

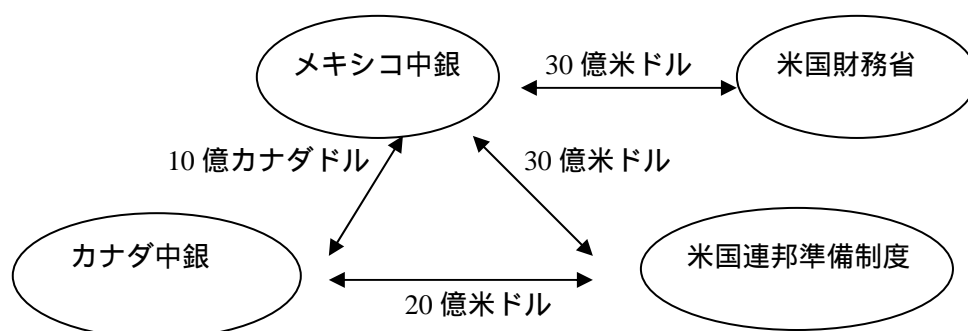
通貨スワップ協定の形式は双務契約であるが、通貨スワップ枠設定の目的は、第1に、メキシコに対する投機的な通貨攻撃が発生した際に、為替市場への介入資金を機動的に供

<sup>1</sup> 本稿は、外国為替貿易研究会 国際金融第1127号（2004.6.15付）に掲載されたものである。

<sup>2</sup> NAFAの内容に関しては、NAFA自体の公開資料がないため、米国会計検査院（1996）、Lustig（1998）等の参考文献資料やメキシコ中銀への照会結果に基づく。

与すること、第2に、メキシコの経済政策変更が行われ、その内容によって金融市場の信頼が揺らぐ危険性がある際に、枠設定の存在が、為替市場への投機攻撃発生への歯止めとなることである。通貨スワップ枠は各々2カ国間で締結された協定で構成されている。メキシコ・米国間の枠は60億米ドルで設定され、米国側は財務省と連邦準備制度が各30億米ドルで参加している。メキシコ・カナダ間の枠は10億カナダドル、米国・カナダ間の枠は20億米ドルで設定されている（第1図）。

第1図：NAFTAに基づく通貨スワップ協定



## （2）通貨スワップ枠の利用条件

各二国間協定は1年毎に更新され、各引出しの返済期日は90日である。引出しのための条件は、協定締結相手国が引出し要請を認めること、引出し国が既存引出し分を返済済みであることの2点である。引出しに関わる国際通貨基金（IMF）プログラムとのリンクは存在しない。IMFの役割は、要請があればNAFTA加盟各国についての情報を提供することに限定されている。NAFTA加盟国の義務として、加盟国は他の加盟国から要請される全ての情報を提供することや、為替相場政策を変更する際には予め他の加盟国に通知すること等がNAFTAに規定されているが、加盟国の経済状況についてのサーベイランス・メカニズム等は取極められていない。

## （3）米国通貨スワップ枠の当事者

メキシコと通貨スワップ枠を設定している米国の当事者は、財務省と連邦準備制度である。財務省の通貨スワップ枠は、為替安定化基金（ESF-Exchange Stabilization Fund）を使用している。ESF資産は米ドル、外貨、SDR（IMF特別引出権）で構成され、ESF資金は、外貨売買、外国為替やSDR資産の保有、外国政府機関向けファイナンスへの使用が認められているが、全てESFを使う取引は、法律によってESF資金の使用権限が与えられている財務長官の承認が必要である。NAFTAに限らず外国政府機関への一時的な通貨スワップ枠による信用供与として、ESF資金の使用が認められてはいるが、6ヶ月以上の期限で外国政府機関に信用供与する場合は、大統領が、議会に対し事態を説明した通知を書面で行うよう定められている。この通知が実行されたケースとしては、1982年と1995年のメキシコ向け、1998年のブラジル向け信用供与が挙げられる。ESFによるメキシコへの信

用供与の開始は 1930 年代に遡るが、信用枠供与が活発になった 1976 年以降の実績は第 1 表の通りである。2003 年 12 月末時点で ESF の通貨スワップ協定締結先は NAFA に基づくメキシコ向けのみである<sup>3</sup>。

NAFA に基づくメキシコ中銀と米国連邦準備制度との通貨スワップ枠については、もともと連邦準備制度が外国為替取引を行う権限を持っており、財務省との連携のもと、ニューヨーク連銀を通じて実行される。NAFA に基づく通貨スワップ協定は、連銀とその他諸国の中銀との通貨スワップ取極めと同じく年に一度見直される。2003 年 12 月末現在、連銀の通貨スワップ協定締結先は NAF に基づくメキシコとカナダ向けのみである<sup>4</sup>。

#### (4) 94 年末メキシコ金融危機での通貨スワップ枠

第 1 表： E S F のメキシコ向 け信用供与 (1976-2004 年 )

| 調印日       | 金額 (百万ドル) |        | 内容    |           |            |             |
|-----------|-----------|--------|-------|-----------|------------|-------------|
|           | 合計(1)     | ESF枠   | 区分(2) | 返済資源      | 第1回引出<br>し | 返済日(契約期限)   |
| 9/20/76   | 300       | 300    | バイ    | IMF       | 11/1/76    | 4/1/77      |
| 9/20/76   | 365       | 365    | バイ    | IMF       | 10/2/76    | 11/5/76     |
| 12/31/77  | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (6/30/78)   |
| 12/31/79  | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (12/31/81)  |
| 12/31/81  | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (12/31/83)  |
| 8/15/82   | 1,000     | 1,000  | バイ    | 石油代金      | 8/16/82    | 8/24/82     |
| 8/26/82   | 1,850     | 600    | マルチ   | IMF       | 9/16/82    | 8/26/83     |
| 12/31/83  | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (12/31/85)  |
| 12/31/85  | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (12/31/87)  |
| 8/26/86   | 1,600     | 273    | マルチ   | IMF, IBRD | 8/29/86    | 2/13/87     |
| 12/31/87  | 300       | 300    | バイ    |           | 6/1/88     | 9/15/88     |
| 9/14/89   | 4,125     | 200    | マルチ   | IMF, IBRD | 9/25/89    | 2/15/90     |
| 1/12/90   | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (1/12/92)   |
| 3/23/90   | 1,300     | 600    | マルチ   | IMF, IBRD | 3/28/90    | 7/31/90     |
| 1/12/92   | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (1/12/94)   |
| 11/12/93  | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (3/30/94)   |
| 1/10/94   | 300       | 300    | バイ    |           | 使用せず       | (4/26/94)   |
| 3/24/94   | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (4/26/94)   |
| 4/26/94   | 6,000     | 3,000  | バイ    | 石油代金      | 1/9/95     | 1/29/96     |
| 12/.../93 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../94) |
| 12/.../94 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../95) |
| 1/2/95    | 3,000     | 1,500  | マルチ   | 石油代金      | 使用せず       | (2/21/95)   |
| 2/21/95   | 20,000    | 20,000 | マルチ   | 石油代金      | 3/14/95    | 1/16/97     |
| 12/.../95 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../96) |
| 12/.../96 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../97) |
| 12/.../97 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../98) |
| 12/.../98 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../99) |
| 12/.../99 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../00) |
| 12/.../00 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../01) |
| 12/.../01 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../02) |
| 12/.../02 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../03) |
| 12/.../03 | 6,000     | 3,000  | バイ    |           | 使用せず       | (12/.../04) |

(注) (1) 連銀等他機関との合計, (2) IMF等とのマルチまたは二国間のバイラテラル区別  
(出所) 米国財務省

#### 枠設定金額

1994 年末に発生したメキシコ金融危機では、米国、メキシコ両国政府当局が NAFA に基づく既存の通貨スワップ協定金額では不十分と判断し、95 年 1 月 2 日に米国の通貨スワ

<sup>3</sup> 米国財務省 ESF 関連ウェブサイトによる。

<sup>4</sup> ニューヨーク連銀 2003 年報告書による。

ップ枠を 60 億ドルから 90 億ドルに増額した。カナダの通貨スワップ枠も 15 億カナダドル（当時 11 億米ドル相当）に拡大した。同年 1 月 9 日、メキシコは、NAFA に基づく米国の通貨スワップ枠から 5 億ドル、カナダの通貨スワップ枠から 83 百万カナダドルの引出しを第 1 回目として、通貨スワップ枠を使ったメキシコ・ペソ防衛のための市場介入を行った。しかし、ペソ売りは止まらず、同年 1 月 31 日に米国政府は 488 億ドルの救済パッケージを発表した。救済パッケージは、米国による ESF を通じた 200 億ドルの通貨スワップ枠と保証枠、178 億ドルの IMF ファシリティ、国際決済銀行（BIS）を通じた 100 億ドルの短期枠設定、カナダによる短期通貨スワップ枠 10 億米ドル相当額で構成された（第 2 表）。

第2表：1995年のメキシコ金融危機救済パッケージ  
(単位)億ドル

| 枠供与国・機関名 | 供与枠金額 | 引き出し金額 |
|----------|-------|--------|
| 米国       | 200   | 135    |
| IMF      | 178   | 130    |
| BIS      | 100   | 0      |
| カナダ      | 10    | 4      |
| 合計額      | 488   | 269    |

(出所)米国会計検査院

#### 枠利用条件

94 年末メキシコ金融危機救済のために米国が設定した 200 億ドルの枠は、短期通貨スワップ枠、中長期通貨スワップと証券発行等への保証枠で構成されているが、これらの枠使用にあたっては、メキシコに対する財政、金融面での数値目標設定、IMF プログラムと同様のコンディショナリティを求めるほか、担保として石油輸出代金の提供を求めた。短期通貨スワップ枠は、90 億ドルを限度とし、各取引期日は 90 日で ESF もしくは連銀いずれの資金も使用可能とした。連銀はメキシコ中銀と 96 年 1 月末期限の 60 億ドルの通貨スワップ協定を締結し、財務省が連銀に保証を差し入れた。中長期通貨スワップ枠は、各取引期日は 5 年迄とし、短期通貨スワップ、保証枠を含めて限度額総額を 200 億ドルとした。メキシコが担保提供する石油輸出代金については、メキシコ石油公社（PEMEX）の受領する石油輸出代金が、ニューヨーク連銀の特別口座に入金されるスキームとした。通貨スワップ枠供与契約書のなかで、米財務省は、メキシコの経済政策が IMF プログラムや経済計画に沿っていないと判断すれば資金引出しを差し止める権限を有し、既実行分の返済を求めるとともに通貨スワップ契約の解消を要求できると規定された。

#### (5) 通貨スワップ枠の評価

NAFA に基づく通貨スワップ枠の短期資金引出しは機動的で、IMF プログラムとのリンクも無く、殆ど無条件に引出し可能である。東アジア地域の通貨スワップ協定は、引出し枠の 90%が IMF プログラムとリンクしており、NAFA に比べると条件が厳しい。NAFA の弾力的な協定内容は、NAFTA 加盟国としての連帯関係が強固であることや関係国数が少ないことによると見られる。その結果、引出し国にモラル・ハザードが生じるリスクよりも

枠使用の機動性を重視していると考えられる。NAFA に基づく通貨スワップ枠は、メキシコの短期的な資金ニーズに機動的な対応が可能となるため、実効性のある協定と評価できよう。

しかしながら、94 年末メキシコ金融危機の際は、通貨スワップ枠の利用条件が IMF プログラムとリンクして厳密に規定され、経済政策が厳しく管理されるとともに、担保として石油輸出代金が要求された。これは、通貨スワップ枠が IMF ファシリティとパッケージで供与されたことが第 1 の要因であり、信用供与枠の金額と期間が増大したことが第 2 の要因と考えられる。特に 6 ヶ月以上の ESF 使用にあたっては、米国内手続きとして大統領から議会への報告が必要となるため利用条件を厳しくせざるを得なかった面もある。また、メキシコのケースは、通貨への一時的な投機攻撃に止まらず金融危機の発生に至った段階では、恒常的な通貨スワップ枠の金額では充分に対応できず、大規模な金融支援が必要となる点を示唆している。

こうした観点から、東アジア地域の通貨スワップ協定を見ると、総額 365 億ドルに達しており充実した規模となっている。しかし、東アジア地域の現在の枠組みでは、NAFA と同様に、危機に見舞われた国が個別のバイラテラルな協定に基づいて協定締結相手国に対して通貨スワップ枠使用の申し込みを行わなければならない。NAFA と違って関係国が多いだけに機動性に欠ける。そこで二国間通貨スワップ協定を一本化した多国間通貨スワップ協定に発展させることができれば、関係国全ての通貨スワップ枠使用への対応が迅速になる。また各国が保有する通貨スワップ枠をすべて同時に使える多国間の枠組みにすることで、使用限度額を大幅に引き上げることが可能となることから、多国間通貨スワップ協定が望ましいと考えられる。さらに多国間通貨スワップ協定のなかで、IMF プログラムとリンクしない無条件引出し枠部分を設定すれば、その部分の枠使用の機動性が増大し投機攻撃への迅速な対応が可能となろう。実際に、2004 年 5 月中旬に韓国の済州島で開催された ASEAN 諸国と日本、中国、韓国（ASEAN プラス 3）の財務相会合においては、現在の通貨スワップ協定を強化する方策を検討するために、作業部会を設置し次回 2005 年の会合に報告を求めることとなった。報道されているところからみると、通貨スワップ協定の拡大や多国間協定への見直しについての具体策を検討することになる模様である。

## 2 . ラテン・アメリカ準備基金（FLAR-Fondo Latinoamericano de Reservas）

FLAR は、コロンビアの首都ボゴタに所在する基金で、1978 年にアンデス地域 5 カ国（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ）によって設立されたアンデス準備基金（FAR）が前身であり、ラテン・アメリカ地域への拡大を目的に 1991 年に名称が変更されたものである。アンデス準備基金は、アンデス共同体<sup>5</sup>の経済統合を促進するため、

---

<sup>5</sup> アンデス共同体は、1996 年 3 月に採択され 1997 年 6 月に発効したカルタヘナ協定修正議定書により発足した共同市場で、加盟国はアンデス地域のボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラの計 5 カ国である。

金融面での地域協力フレームワークとして設立された。その後中米のコスタ・リカが加盟し、現在の FLAR 加盟国は 6 カ国である。

### (1) 設立の目的

FLAR は、地域金融機関として 3 つの目的を有する。第 1 に、加盟国の国際収支赤字補填のための融資や保証を供与すること、第 2 に、加盟国の外国為替政策、金融政策の調和を図ること、第 3 に、加盟国の外準運用の条件を改善することである。

加盟国の資金ニーズへの対応や投資を行うための主要資金は、加盟各国の出資金であり、2003 年 3 月末授權資本金は約 21 億ドル、払込資本金は約 13 億ドルである（第 3 表）。加盟国は 2010 年迄に各授權資本金全額を払い込む予定である。

### (2) 融資の種類

第3表： FLAR加盟国出資金  
(2003年3月末、単位：千ドル)

| 国名     | 授權資本      | 払込資本      |
|--------|-----------|-----------|
| ボリビア   | 234,375   | 151,908   |
| コロンビア  | 468,750   | 303,816   |
| コスタ・リカ | 234,375   | 129,056   |
| エクアドル  | 234,375   | 151,908   |
| ペルー    | 468,750   | 303,816   |
| ベネズエラ  | 468,750   | 303,816   |
| 合計     | 2,109,375 | 1,344,320 |

(出所)FLAR

加盟国は以下 5 種類の融資を受けられる<sup>6</sup>。

#### 国際収支関連の融資と保証

加盟国支援のための主要業務であり、各国中銀の要請により、国際収支赤字を補填する融資や保証を最長 4 年迄供与する。最近期では、98 年から 99 年にかけてエクアドルに約 4 億ドルの融資が行われた。同融資の返済は 2000 年から開始され、2003 年 5 月に完済された。

#### 流動性融資

各国中銀は、一時的な外貨資金ニーズが生じた際に最長 1 年までの流動性融資を要請できる。各国とも使用実績があるが 2003 年 3 月末現在使用残高はない。

#### 緊急融資

1988 年に新設され、外為市場で通貨投機に晒された際に外準を補填するための融資である。最長融資期間は 6 ヶ月で、担保として、融資元本額以上かつ FLAR が認めた格付の証券を提供する必要がある。コロンビアの使用実績があるが、2003 年 3 月末現在使用残高はない。

#### 公的対外債務再編融資

1995 年に新設され、加盟国の公的対外債務の再編交渉を支援するためのものである。融

<sup>6</sup> 融資限度額は融資の種類によって異なるが、各加盟国の払込資本金によって 1 倍～3.5 倍まで幅がある。ボリビアとエクアドルは、経済発展度が低いとの理由で融資限度額の算定にあたり優遇されている。

資は他の国際機関との協調融資として供与される。95年から2002年の期間中、エクアドル中銀への2億ドル融資が唯一のケースで98年10月に完済された。

### 輸出金融

本枠は、FLARに認可された商業銀行や政府系銀行を通じて行う輸出金融である。90年代にFLARの主要業務の1つであったが、商業銀行の流動性が強化されるにつれて需要が減少したことから、2002年6月に本枠による新規信用供与が停止され同年12月末に本枠が廃止された。2002年6月末残高は約12百万ドルで、2001年6月末残高約60百万ドルに比べ80%減少した。

### (3) 投資

FLARのポートフォリオ投資は、米国財務省証券、ユーロボンド、社債、資産担保証券（ABS）、コマーシャル・ペーパー等流動性の高い証券に行われる。投資は米国財務省証券を中心とすると規定され、それ以外の個別銘柄への証券投資はポートフォリオの5%以下にしなければならない。米国財務省証券を除く個別銘柄の各取引及びポートフォリオの累積投資額は、個別銘柄発行総額の10%を上回ってはならない。政府証券以外の長期投資は債券のみで、転換社債への投資は禁止されている。投資対象としての投資適格証券の格付けが規定されており、運用の一部はUBS銀行等民間の国際運用機関に委託されている。

### (4) 実績と評価

1978年から2000年の期間に実行された融資総額は約98億ドルである。うち約半分(48億ドル)が輸出金融、約23%が流動性融資、約22%が国際収支関連融資であった(第4表)。近年のFLARは、加盟国中銀に外準の運用機会を提供する役割にシフトしている。2002年6月末現在、加盟国中銀から運用を預託された預金として定期預金199百万ドルがあるほか、加盟国中銀に対する証券カストディー・サービスも行っている。2002年6月末の貸借対照表によれば、証券投資が資産の約94%を占める(第5表)。

第4表: FLAR加盟国への融資実績(1978-2002年)

(単位)百万ドル

| 国名    | 国際収支<br>融資 | 債務再編<br>融資 | 流動性<br>融資 | 緊急融資  | 輸出金融    | 合計      |
|-------|------------|------------|-----------|-------|---------|---------|
| ポリビア  | 296.9      | 0.0        | 598.5     | 0.0   | 377.4   | 1,272.8 |
| コロンビア | 229.0      | 0.0        | 435.0     | 375.0 | 490.2   | 1,529.2 |
| エクアドル | 708.0      | 200.0      | 699.6     | 0.0   | 1,080.7 | 2,688.3 |
| ペルー   | 635.5      | 0.0        | 518.5     | 0.0   | 2,605.9 | 3,759.9 |
| ベネズエラ | 271.0      | 0.0        | 22.6      | 0.0   | 214.1   | 507.7   |
| 合計    | 2,140.4    | 200.0      | 2,274.2   | 375.0 | 4,768.3 | 9,757.9 |

(出所) FLAR

第5表： FLAR貸借対照表 (2001、2002年各6月期末)

(単位)百万ドル

|        | 資産      |         | 負債・資本   |         |         |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
|        | 2001年   | 2002年   |         | 2001年   | 2002年   |
| 証券投資   | 1,561.8 | 1,595.8 | 加盟国中銀預金 | 558.5   | 199.0   |
| 輸出金融   | 60.4    | 12.5    | その他負債   | 6.4     | 2.3     |
| 中銀向け融資 | 222.3   | 85.2    | 払込資本    | 1,094.2 | 1,281.4 |
| その他資産  | 25.2    | 0.5     | 準備金     | 99.5    | 128.2   |
|        |         |         | 当期純益    | 111.1   | 83.1    |
| 合計     | 1,869.7 | 1,694.0 |         | 1,869.7 | 1,694.0 |

(出所)FLAR

FLAR の供与する融資は返済遅延が少ない。加盟国が地域国際金融機関としての FLAR への返済を優先的に行っているためである。その結果、FLAR は高格付 (Aa2/A+) を維持している。FLAR は、高格付を利用し、FLAR 自身による資金調達の一環として、2003 年 7 月に 150 百万ドル (期間 3 年) のヤンキー債発行を実現させた。FLAR は今後 270 日迄の短期コマーシャル・ペーパー発行による短期資金調達も予定している。

アンデス共同体の経済統合には目立った進展が見られないが、FLAR は加盟国の国際収支赤字補填や流動性強化を支援するなど一定の実績をあげており、域内金融協力フレームワークとして機能していると評価できよう。その要因として、第 1 に、国際収支関連融資や対外債務再編融資において IMF ファシリティを補完する役割を果たしてきたこと、第 2 に、比較的小規模の加盟国数であること、第 3 に、加盟国が地理的に近接したアンデス共同体中心の金融協力であること、等が考えられる<sup>7</sup>。

### 3 . 今後の展望

南米地域全域をカバーするフレームワークとしては、2000 年 8 月に、南米 12 カ国参加による初の南米首脳会議がブラジルで開催され、通貨危機に対応するための南米通貨基金創設構想が議題として予定されたが、時期尚早として見送られた。南米諸国は外貨準備が豊富とは言えず、各国が相当規模の資金を拠出したり、外準から一定額を別枠にイヤマークする余裕は乏しいこともあり、地域各国の意見統一を図ることが困難と見られる。したがって当面地域全体をカバーする金融協力フレームワークの実現可能性は低いと考えられる。しかし、アンデス共同体中心で成功した FLAR のように、近接する諸国・機構に限定したフレームワークであれば意見調整は比較的容易と見られ、実現の可能性が高まると考えられる。この点から、ブラジル、アルゼンチンを中心とするメルコスル(南米南部共同市場)<sup>8</sup>は、域内関税や非関税障壁の撤廃をはじめとする実物面での経済統合が進捗を見せ、マクロ経済政策の連携メカニズム構築を進めていることもあり、金融協力面でのフレームワーク構

<sup>7</sup> Ito & Narita(2001)によれば、FLAR はかかる実績から地域金融協力の成功例と見なされている。

<sup>8</sup> メルコスルは、1995 年 1 月に発効した関税同盟で、加盟国はブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイである。



築に向けて動く可能性がある。但しその際も各国が拠出可能な資金額は限定的と見られることから、フレームワークの性格は、IMF ファシリティの補完的役割を果たすものとなる。また、現在交渉中のラテン・アメリカ諸国と米国との米州自由貿易地域（FTAA）創設は期限内（2005年1月）の交渉終了が危ぶまれているが、FTAA が実現すれば、米国を中核とした域内金融協力フレームワークとして北米枠組み協定（NAFTA）同様の取り決めが検討され、FTAA 参加国間の通貨スワップ協定網の構築等が具体化する可能性が高まろう。

#### 【主要参考文献】

- Banco de Mexico. 2002. “Financial Strengthening Program 2000-2001”, Mexico, D.F.
- Bank of Canada. 2003. *Annual Report 2002*, Ottawa.
- Federal Reserve Bank of New York. 2003. *Quarterly Report*, New York.
- Fondo Latinoamericano de Reservas (FLAR). 2003a. *Boletín FLAR-Marzo 2003*, Bogota, D.C.
- GAO/GGD-96-56. 1996. “Mexico’s Financial Crisis”, United States General Accounting Office, Washington, D.C.
- Henning, C. Randall. 1999. *The Exchange Stabilization Fund: Slush Money or War Chest?*, Institute for International Economics, Washington, D.C.
- Ito, Takatoshi & Narita, Koji. 2001. “6 A stocktake of institutions for regional cooperation”, presented in the ANU-Ministry of Finance Conference, 2001.
- Lustig, Nora. 1998. *Mexico, The Remaking of an Economy*, Brookings Institution Press, Washington, D.C.